

個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則案等の概要

1. 改正の内容

① 個人情報の保護に関する法律施行規則の改正

昨今の個人情報漏えい等事案を踏まえ、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 7 条第 3 号を以下のとおり改正し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 26 条に基づく、漏えい等報告及び本人通知の対象となる事態（以下「報告対象事態」という。）を追加することとしたい。

＜規則第 7 条第 3 号改正案＞ ※改正箇所は下線部分

三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ（当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

※ 上記のほか、関連する規則の規定についても所要の改正を行う。

② 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の改正

上記①の改正に伴い、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号。以下「通則ガイドライン」という。）において、解釈の明確化や事例の追加等を行うこととしたい。

＜通則ガイドラインの主な改正内容＞

- 規則第 7 条第 3 号改正案に係る解釈として以下を明記する。
 - 不正行為の相手方である「当該個人情報取扱事業者」には、当該個人情報取扱事業者の委託先、当該個人情報取扱事業者が第三者の提供するサービスを利用している場合の当該第三者、が含まれる。
 - 当該個人情報取扱事業者が「取得しようとしている個人情報」に該当するかどうかは、個人情報の取得手段等を考慮して客観的に判断する。
 - 個人情報データベース等への入力等を予定していれば、最終的に統計情報への加工を行うことを予定している場合等であっても、「個人データとして取り扱われることが予定されている」に該当する。
- 規則第 7 条第 3 号の報告対象事態に該当する事例を追記する。
- 法第 23 条の安全管理措置には、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとする

している個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置が含まれることを明記する。

※ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和 4 年個人情報保護委員会告示第 1 号）の記載についても所要の改正を行う。

③ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号。以下「外国第三者提供ガイドライン」という。）に、事業者が保有する個人情報について政府による情報収集が可能となる制度が、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性について事業者が判断するに当たっては、OECD「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」（2022 年）を参照することが考えられる旨を追記することとしたい。

※ 上記のほか、関連する外国第三者提供ガイドラインの記載についても所要の改正を行う。

2. 今後の予定

- ・ 令和 5 年 9 月中旬～10 月中旬 意見募集
- ・ 令和 5 年 11 月下旬～12 月中旬 公布、施行（③の外国第三者提供ガイドライン改正に係る部分のみ施行）
- ・ 令和 6 年 4 月 1 日 施行

以上

参考条文

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

（漏えい等の報告等）

- 第二十六条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。
- 2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（外国にある第三者への提供の制限）

- 第二十八条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第三十一条第一項第二号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 （略）

○個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第七条 法第二十六条第一項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二 （略）

三 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四 （略）

（外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供）

第十七条 （略）

2 法第二十八条第二項又は法第三十一条第一項第二号の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該外国の名称

二 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

三 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

3・4 （略）